

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 令和3年4月12日

新型コロナ作業部会確認 定額未滿

(契約変更に伴う再確認 令和3年5月25日)

事業名 海外からの専門人材受入れにかかるコロナ対策（第3弾）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
<p>経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること</p>	<p>2月上旬より競技会場における仮設オーバーレイ工事の再開やテストイベントの準備等を契機に、海外からの建設事業者、仮設電源事業者、競技計測事業者、アドバイザー等の専門人材の来日が予定されている。しかし、緊急事態宣言下においてビジネストラック等の特例措置が運用停止となったことから、水際の防疫措置として当該専門人材を14日間個室待機させるための施設等が必要となったことから、民間のビジネスホテルの借上げを行ったところである。</p> <p>3月の緊急事態宣言解除に伴い、大会準備に支障がでるような場合については、厳格な防疫措置を講じた上で特例措置の運用を再開し、入国後3日後から隔離下での「限定的活動」が認められることとなった。以前借りていたホテルの契約期間が切れることから、立地、金額等の条件を満たす他のホテルを改めて選定し、主に「限定的活動」を行う人材の待機施設として利用する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策調整会議中間整理において、アスリート等以外の大会関係者については、「大会運営との関わりの度合い、業務内容、アスリートとの接触の多寡等に応じ対応を検討」との方針が示されている。当該専門人材が大会準備に従事しないとバンブイン予定日までに必要な構築作業が完了しないなど、大会運営に支障が出る恐れがある。当該人材に対して受入れにかかるコロナ感染症対策が必要不可欠であり、当該経費はコロナ感染症対策経費に該当する。</p> <p>(令和3年5月17日契約変更に伴う追記)</p>	

		<p>今回契約延長する6月分の来日者についても、引き続き隔離が必要であるため、措置に伴って発生する施設借上げ、食費、クリーニング費、日常生活サポート要員等の経費についてはコロナ感染症対策経費に該当する。</p>	
<p>事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること</p>		<p>当該人材の受入調整は組織委員会が担っていることから、本件についても組織委員会が一括で調達し運用することが最も効率的、効果的である。</p>	
<p>経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較し</p>	<p>必要性</p>	<p>当該人材の受入れに当たっては、14日間の公共交通機関の不利用及び指定施設での待機が義務付けられており、当該施設の借上げは必要不可欠である。また、個室での待機が原則で待機期間中の自由な行動は制限されることから、十分な衣食住の提供は不可欠であり、それを担うサポート要員の配置と事務局体制の整備は必要性が高いと考える。</p>	

<p>て相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>効率性</p> <p>確保する客室数 198 室に対して待機者の最大数は 114 名、稼働率は 6 割弱を見込んでいるものの、3 月末時点の調査数字に基づくものであり今後さらに拡大する可能性もあることから、客室数は必要十分であると考えている。</p> <p>事務局体制の整備については、組織委員会が保有する業務用スマホやホテル所有のモニター等を利用することで、レンタル費や施工費を削減し、経費が最小となるよう精査している。</p> <p>また、クリーニングについては、量が多いことが想定されることから、一般のクリーニング店で頼むよりも安価な洗濯代行サービスを利用することでコスト削減に努めている。</p> <p>コロナ対策備品については、過去の調達単価と調達数量の実績をもとに精査しており、必要最小限となっている。</p> <p>日常生活にかかるサポートについては、同じく英語対応が必要となるアテンド業務の委託事例と比較して、単価が安価であることを確認している。</p> <p>(令和 3 年 5 月 17 日契約変更に伴う追記)      契約の延長に当たっては、当初契約の条件をそのまま引き継いでおり、同じ単価が採用されていることを確認している。今回、客室を 17 室追加しているが、大会が近づくにつれ更なる来日がまだ見込まれること、また追加しても稼働率は 7 割を超えることから、必要な追加であることを確認している。また、日常生活サポート要員については、ホテルへの委託ではなく人材派遣を採用することで経費の圧縮を図っている。</p>	
	<p>納得性</p> <p>一日当たりの宿泊料、食費については、類似事例である東京都が運営しているコロナ感染症軽症者向け待機施設よりも安価であり、納得性の高いものである。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであ</p>	<p>対象の施設の規模や宿泊料については、類似事例と比較しても妥当である。また、14 日間の隔離により、当該要員が安全に大会準備</p>	

ること	<p>に取り組むことができるなど、コロナ対策に資するものであることから、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>(令和3年5月17日契約変更に伴う追記)</p> <p>追加契約分は今回の来日に伴う措置が続く限り必要不可欠のものであり、公費負担として適切である。</p> <p>引き続き、経費が必要最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組む。</p>	
-----	---	--